

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である形式収支は、一般会計179億円、特別会計39億円で、合わせて218億円の黒字となり、形式収支から繰り越すべき財源（一般会計137億円、特別会計2億円）を差し引いた実質収支は、一般会計43億円、特別会計36億円で、合わせて79億円の黒字となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で18億円減少、特別会計ではほぼ同額となっています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一 般 会 計	22年度	7,246	7,038	208	147	61
	23年度	7,259	7,080	179	137	43
	増減額	13	41	29	11	18
	増減率	0.2%	0.6%	13.8%	7.2%	29.7%
特 別 会 計	22年度	1,293	1,255	38	2	36
	23年度	1,286	1,248	39	2	36
	増減額	7	8	0	0	0
	増減率	0.6%	0.6%	1.0%	5.8%	0.7%
合 計	22年度	8,540	8,293	246	149	97
	23年度	8,545	8,327	218	139	79
	増減額	6	34	28	11	18
	増減率	0.1%	0.4%	11.5%	7.0%	18.4%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【実質収支額の処分】

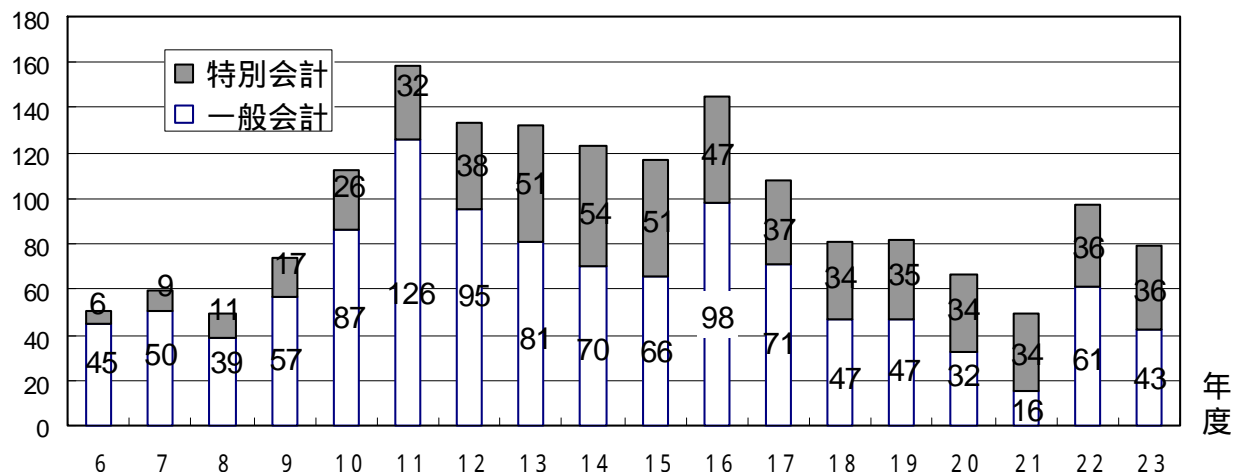
一般会計の黒字43億円については、地方自治法第233条の2の規定により、21億4千万円(黒字の1/2相当)を、7月31日に財政調整基金^注に積み立てました。

(前年度財政調整基金積立額 30億4千万円)

また、残額の21億円と特別会計の黒字額36億円については、平成24年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計 + 特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。（地方財政法第4条の3）